

外ぼう障害に係る他制度の概要 ～損害賠償実務の現状～

○ 交通事故損害賠償の概要

1 自賠責保険制度

自動車事故の場合における損害のてん補を確実にするための制度として、強制保険（自賠責保険及び自賠責共済）と任意保険があり、これらの制度によって損害賠償を受けられない者に対しては、政府の補償事業によって損害のてん補が実施される。

このうち、自賠責保険制度は、自動車損害賠償保障法に基づき、自動車の運行供用者が自動車事故によって他人を死傷させた場合は、原則として損害賠償の責任を負うものとし、被害者の保護及び救済を図るために、強制賠償制度を採用し、賠償金の最低水準を確保するための損害賠償保障制度をとっている。

(1) 自賠責保険制度における後遺障害に対する補償

保険金額は、死亡や障害の程度に応じて、一定の額が定められており、後遺障害については、その障害の程度に応じて、以下の表に定める金額となっている。

なお、後遺障害の等級については、自動車損害賠償保障法施行令別表第1、別表第2に定められているが、その内容は、労災保険における障害等級と同様となっている（別添「後遺障害別等級表・労働能力喪失率」を参照）。

2 民法上の損害賠償

自動車事故により他人に損害を与えた場合には、民法上、不法行為に基づく損害賠償請求を加害者や使用者責任を負う者に対して行うことができる。不法行為をした者は、加害行為によって生じた損害を賠償することとなり、賠償の対象たる損害は、加害行為と相当因果関係の存在する損害となる。

この損害賠償額の算定については、財産的損害と精神的損害について、それぞれ次のような算定方式がとられている。

(1) 財産的損害額

生命侵害による財産的損害が生じた場合には、死者に生じた得べかりし利益の損害賠償として、一般的には新ホフマン方式又はライプニッツ方式により逸失利益を算出する。また、身体障害による損害賠償が生じた場合には、休業中の賃金喪失分、後遺障害による逸失利益等については得べかりし利益の減少分を基礎として算定される。

(2) 精神的損害額

精神的損害、すなわち慰謝料については、具体的な事案に応じて慰謝料額を定める方法が取られており、当事者双方の社会的地位、職業、資産、加害の動機、態様などを総合的に検討し算定されることとなる。

(3) 後遺症による逸失利益の算定

後遺症による逸失利益の算定については、労働能力の低下の程度、収入の変化、将来の昇進・転職・失業等の不利益の可能性、日常生活上の不便等を考慮して行うこととされ、具体的には以下の算定方法を行う。

① 基礎収入

逸失利益算定の基礎となる収入は、原則として事故前の現実収入を基礎とするが、将来現実収入額以上の収入を得られる立証があれば、その金額が基礎収入となる。

② 労働能力喪失率

労働能力の低下の程度については、労働能力喪失率表を参考とし、被害者の職業、性別、後遺症の部位、程度、事故前後の稼働状況等を総合的に判断し、具体例に当てはめて評価する。

③ 労働能力喪失期間

労働能力喪失期間の始期は症状固定日となり、終期は原則として67歳までとなっている。

④ 計算例

(例) 有職者又は就労可能者の場合

症状固定時の年齢が50歳で年収500万円の男性サラリーマンが障害を負い後遺症により労働能力が35%低下した場合。

(基礎収入額) (労働能力喪失率) (労働能力喪失期間に対応するライブニツツ係数)

$$5,000,000 \times 0.35 \times 11.2741 \text{※}$$

※50歳から67歳までの就労可能期間17年のライブニツツ係数

(3) 後遺症による慰謝料の算定

後遺症に係る慰謝料については、「交通事故損害額算定基準」により、以下のとおり定められている。

(単位:万円)

等級	1	2	3	4
金額	2,700～3,100	2,300～2,700	1,800～2,200	1,500～1,800
等級	5	6	7	8
金額	1,300～1,500	1,100～1,300	900～1,100	750～870
等級	9	10	11	12
金額	600～700	480～570	360～430	250～300
等級	13	14		
金額	160～190	90～120		

(4) 外ぼう障害に係る損害賠償

外ぼう障害に係る醜状障害の後遺障害認定については、損害賠償実務でも労災保険と同様の方法で行われている。しかしながら、醜状障害については、古くから逸失利益が認められるかどうかが問題となっている。醜状障害の場合、心理的影響はさておき、身体的機能には影響がないため、逸失利益に関する通説的立場

にある差額説からはもちろんのこと、有力説である労働能力喪失説においても直ちに逸失利益を認めることはできないとされている。

① 裁判例による外ぼう障害に係る逸失利益等の評価

ア 職業

従来より、容姿が大きく関係する職業、ホステスや芸能人、モデルは、例外的に逸失利益が認められてきた。

近時の裁判例においても、ホステス、モデルなど、事故後、収入が減少し、それが醜状障害によることが明らかであると判断された場合は逸失利益が認められている。また、醜状障害による収入減少が認められない場合であっても、醜状障害が職業に影響を及ぼすと合理的に判断可能な場合は逸失利益が認められることが多い。

イ 年齢

高齢の場合は逸失利益が否定される場合が多い。これに対して、幼児、学生などは、将来の進路や職業の選択範囲を狭めたり、仕事の能率や意欲の低下による減収が生じることが認められると考えられることから、逸失利益が認められることが多い。

ウ 性別

女性と男性で同じ外ぼうの醜状障害で障害等級が異なるように男性の外ぼう醜状は軽視され、女性以上に逸失利益は認められにくかった。

しかし、男性であっても、容姿が職業に影響を及ぼしている場合、影響を及ぼすと考えられる場合は、逸失利益が認められることは女性と同様であり、近時の判決でも、男性の外ぼう醜状について逸失利益を認めた判決もある（東京高判平成14.6.18 交通民35・3・631）。

エ 労働能力喪失率

自賠責等級表による労働能力喪失率は、7級56%、12級14%、14級5%であるが、醜状障害についてほとんどの判決例は、逸失利益を肯定しても、この喪失率より低い率で認定している。

オ 労働能力喪失期間

労働能力喪失期間を限定する裁判例が多く、67歳まで認められるとは限らない。ことに、容姿が重視される職業であることから逸失利益を認めた事例においては、40歳、45歳までなどある程度の年齢までしか認められない例も少なくない。反面、進路や就労の機会への影響、労働の意欲低下等を根拠に逸失利益を認めた事例は長期間の労働能力喪失を認める場合が多い。

カ 慰謝料斟酌

現在の判例の傾向においては、労働能力喪失の立証が容易ではないことから、逸失利益が否定され、慰謝料の増額事由として斟酌されるケースが多い。この傾向は、逸失利益を認めなかった判決において、慰謝料算定に当たり斟酌したケースがほとんどであることからも明らかである。

※「新型・非典型後遺障害の評価」（新日本法規）

外ぼう醜状に係る逸失利益、慰謝料の判決例

事例	職業等	外ぼう醜状	労働能力喪失率	労働能力喪失期間	収入算出基礎	逸失利益	慰謝料
大阪地判s58.9.30 交民16・5・1322	ホステス 女性・22歳	7級12号	40% 25%	3年間 その後5年間	実収入	493万円	780万円
名古屋地判s59.9.14 交民17・5・1272	美容師見習 女性・19歳	7級12号	15%	30年間	平均賃金	263万円	690万円
名古屋地判H3・1・25 判時1394・126	商社営業 男性	12級13号 (歯科補綴、神経 症状あり)	10%	10年間	実収入	429万円	180万円
札幌地判s54.12.7 判夕410・132	主婦 女性・29歳	12級14号	14%	10年間	平均賃金	189万円	150万円
浦和地判s57.9.27 判時1099・100	幼稚園児 女性・6歳	7級12号	40%	49年間	平均賃金	770万円	1050万円
広島地福山支判s61.1.24 判時1194・112	スナック経営 女性・46歳	7級12号	—	—	—	—	2500万円
大阪地判s61.9.30 交民19・5・1376	銀行員 女性・20歳	7級13号	—	—	—	—	1000万円
静岡地判H2.5.29 判夕731・211	事務員 女性・19歳	12級14号	—	—	—	—	500万円
札幌高判s55.9.29 判夕436・166	主婦 女性・29歳	12級15号	—	—	—	—	180万円
東京地判H14.1.15 交民35巻1号1頁	職業不明 男性・23歳	併合11級 歯牙障害12級3 号、外ぼう醜状12 級13号	—	—	—	—	650万円 ※通常の額よりも 3分の2を上積み

※「交通損害賠償の諸問題 魁状障害の損害算定」(判例タイムズNO.835)

後遺障害別等級表;労働能力喪失率

自賠法施行令(昭30政286)別表第1
最終改正平20・3・31政116

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に新しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円
	2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	

後遺障害等級
自賠責保険金額
労働能力喪失率

一覧表

自賠法施行令(昭30政286)別表第2
最終改正平20・3・31政116

等級	後遺障害 (過去の後遺障害については、後掲「参考」 後遺障害等級改正経過一覧表」参照)	自賠責保険金額			労働能力 喪失率
		平3.4.1以降に発 生した事故	昭60.4.15～平 3.3.31の間に発生 した事故	昭55.7.1～昭 60.4.14の間に発 生した事故	
第1級	1両眼が失明したもの 2.咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4.両上肢の用を全廃したもの 5.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両下肢の用を全廃したもの	3,000万円	2,500万円	2,000万円	100%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両日良の視力が0.02以下になったもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円	2,186万円	1,776万円	100%
第3級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2.咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し終身労務に服することができないもの 5.両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円	1,898万円	1,567万円	100%
第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力を全く失ったもの 4.1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5.1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両手の手指の全部の用を廃したもの 7.両足をリストラン関節以上で失ったもの	1,889万円	1,637万円	1,373万円	92%
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外に服することができないもの 4.1上肢を手関節以上で失ったもの 5.1下肢を足関節以上で失ったもの 6.1上肢の用を全廃したもの 7.1下肢の用を全廃したもの 8.両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円	1,383万円	1,179万円	79%
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5.脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6.1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7.1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8.1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円	1,154万円	1,000万円	67%
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7.1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8.1足をリストラン関節以上で失ったもの 9.1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10.1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11.両足の足指の全部の用を廃したもの 12.女子の外貌に著しい醜状を残すものつたもの 13.両側の臍丸を失ったもの	1,051万円	949万円	836万円	56%

第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.脊柱に運動障害を残すもの 3.1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4.1手のおや指を含み3の手指の用を廃し服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 5.1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8.1上肢に偽関節を残すもの 9.1下肢に偽関節を残すもの 10.1足の足指の全部を失ったもの	819万円	750万円	672万円	45%
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両限に半盲症、視野狭窄又は視野変形を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解するところが困難である程度になったもの 9.1耳の聴力を全く失ったもの 10.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12.1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの 13.1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの 14.1足の第1の足指を含み2以上の足指失ったもの 15.1足の足指の全部の用を廃したもの 16.生殖器に著しい障害を残すもの	616万円	572万円	522万円	35%
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 2.正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3.咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4.14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解するところが困難である程度になったもの 6.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 7.1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの 8.1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9.1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	461万円	434万円	403万円	27%
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4.10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6.1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7.脊柱に変形を残すもの 8.1手のひとさし指、なか指又はくすり指 9.1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 10.胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	331万円	316万円	299万円	20%
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4.1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の機能に障 8.長管骨に変形を残すもの 9.1手のこ指を失ったもの 10.1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11.1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13.局部に頑固な神経症状を残すもの 14.男子の外貌に著しい醜状を残すもの 15.女子の外貌に醜状を残すもの	224万円	217万円	209万円	14%

第13級	1. 1眼の視力が0.6以下になったもの 2. 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3. 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状をのこすもの 4. 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はつけはげを残すもの 5. 5箇以上に対し歯科補綴を加えたもの 6. 1手のこ指の用を廃したもの 7. 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8. 1下肢を 1センチメートル以上短縮したもの 9. 1足の第 3の足指以下の1又は 2の足指 を失ったもの 10. 1足の第 2の足指の用を廃したものの、第 2の足指を含み2の足指の用を廃したもの 11. 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円	137万円	134万円	
				9%	
第14級	1. 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はつけはげを残すもの 2. 3箇以上に対し歯科補綴を加えたもの 3. 1耳の聴力が 1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 4. 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 5. 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの 6. 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7. 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8. 1足の第3の足指以下の 1又は 2の足指 の用を廃したもの 9. 局部に神経症状を残すもの 10. 男子の外貌に醜状を残すもの	75万円	75万円	75万円	5%

(注)

- 1 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 2 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足指の用を廃したものとは、第の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一の足指にあっては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 7 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる(自賠令2Ⅰ)。
 - (a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害等級を繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときは前記合算額を採用する。
 - (b) 第8级以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰上げる。
 - (c) 第5级以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害3級を繰上げる。
- 8 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする(自賠令2Ⅱ)。